

ふじえだ子ども・子育てスマイルプラン21の次期計画について

【1 概要】

- ◇すべての都道府県、市町村が事業計画を作成する。【子ども・子育て支援法第61条】
- ◇計画期間は5年間。【2020年～2024年】
- ◇子ども・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、5年間の計画期間における幼児教育・保育、地域の子育て支援についての受給計画を策定
- ◇計画の策定にあたっては、関係者の参画の下、住民の意向の把握、計画の検討、作成などの一連の作業を行う

【2 アンケート調査の概要】

幼児教育・保育施設、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出のための基礎データを得る。

(1) 調査対象

就学前の児童がいる世帯 2,000世帯

〔 3歳未満 1,000世帯 〕
〔 3歳以上 1,000世帯 〕

(2) 調査項目

前回の調査項目を基に、国から発出予定の通達を踏まえた内容とする。

(3) スケジュール（予定）

	H30.8	H30.9	H30.10	H30.11	H30.12	H31.1	H31.2	H31.3
調査票案作成	●	—	●					
調査票完成			◆					
調査票調製				●	●			
調査期間				●	—	●		
回収・分析					●	—	●	
まとめ・報告							●	—
子ども・子育て会議	☆		☆					☆

【3 追加調査の概要（放課後児童クラブ）】

(1) 追加調査対象

放課後児童クラブに入会している児童がいる全世帯 約600世帯

(2) 調査項目

前回の調査項目を基に、国から発出予定の通達を踏まえた内容とする。

(3) スケジュール（予定）（【2】の調査と同様）

参考資料

《子ども・子育て支援法第61条》抜粋

- 1 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成しなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

《子ども・子育て支援法に基づく基本指針》抜粋

第三 3 (二) 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。